

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の推進体制
- 6 計画の体系
- 7 これまでの取り組み

1 計画の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

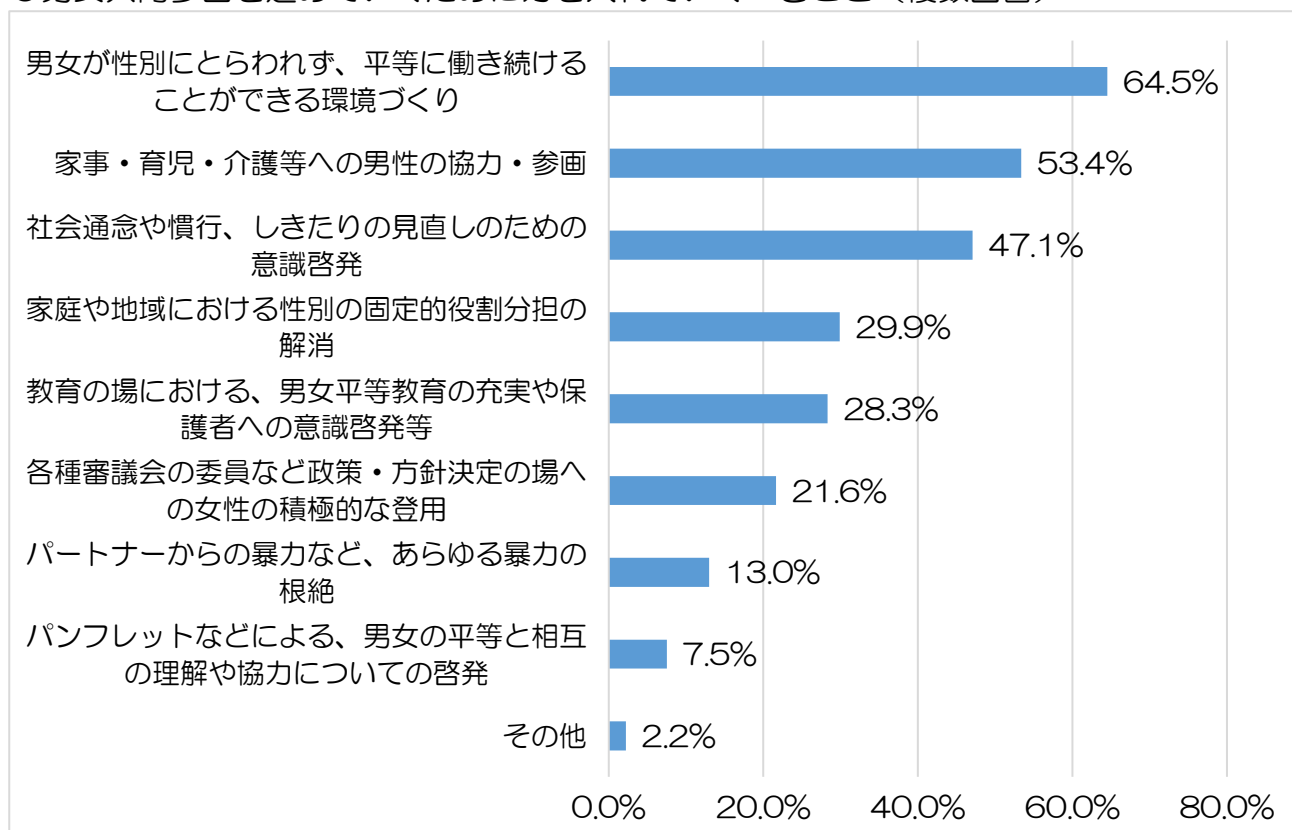
本市が抱える大きな課題である人口減少やそれに伴う少子高齢化、経済変化等に対応していくために、女性が安心して出産できる環境、生活できる環境、能力を発揮し社会進出できる環境の整備が必要です。

また、令和元年7月に実施した市民意識調査結果では、本市が男女共同参画を進めていくために力を入れていくべきことについて、「男女が性別にとらわれず、平等に働き続けることができる環境づくり」、「家事・育児・介護等への男性の協力・参画」に力を入れていくべきだと考えている人が多くいました。

男女共同参画は、女性だけの課題ではなく、男女が共に家庭や地域活動、仕事のあり方について考え直し、協力していけるように推進していかなければなりません。

なお、本計画は、平成27年3月に策定した第2次佐渡市男女共同参画計画“一人ひとりが「自分らしく」輝ける島”の計画期間が令和2年3月をもって終了するため、男女共同参画社会の実現に向けた更なる発展を目指し、計画を策定するものです。

●男女共同参画を進めていくために力を入れていくべきこと（複数回答）



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

2 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づき、本計画では次の5つを基本理念とします。

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

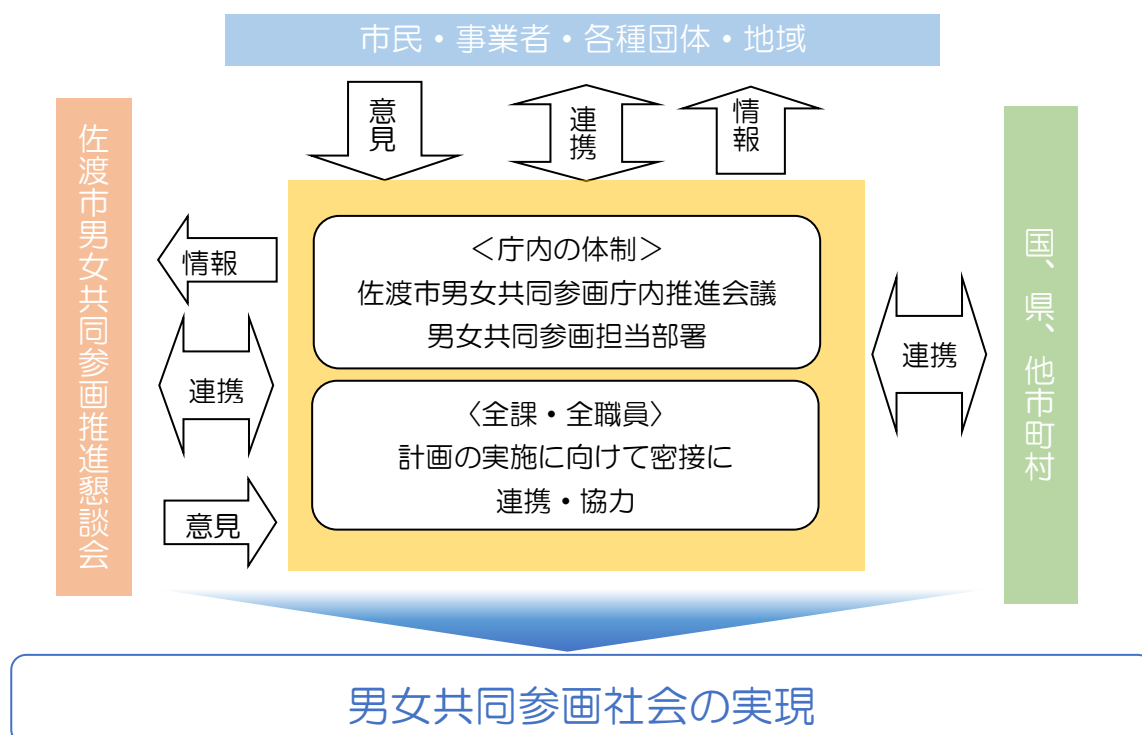
3 計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく計画です。
- (2) 市の最上位計画並びにその他市の各種個別計画との整合性を図りながら、計画を策定しています。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下(女性活躍推進法という。))第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定しています。
- (4) 市民意識調査結果や佐渡市男女共同参画推進懇談会等の意見を反映して、計画を策定しています。
- (5) 2015年9月国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会(SDGs)」に向けて取り組むものとしします。

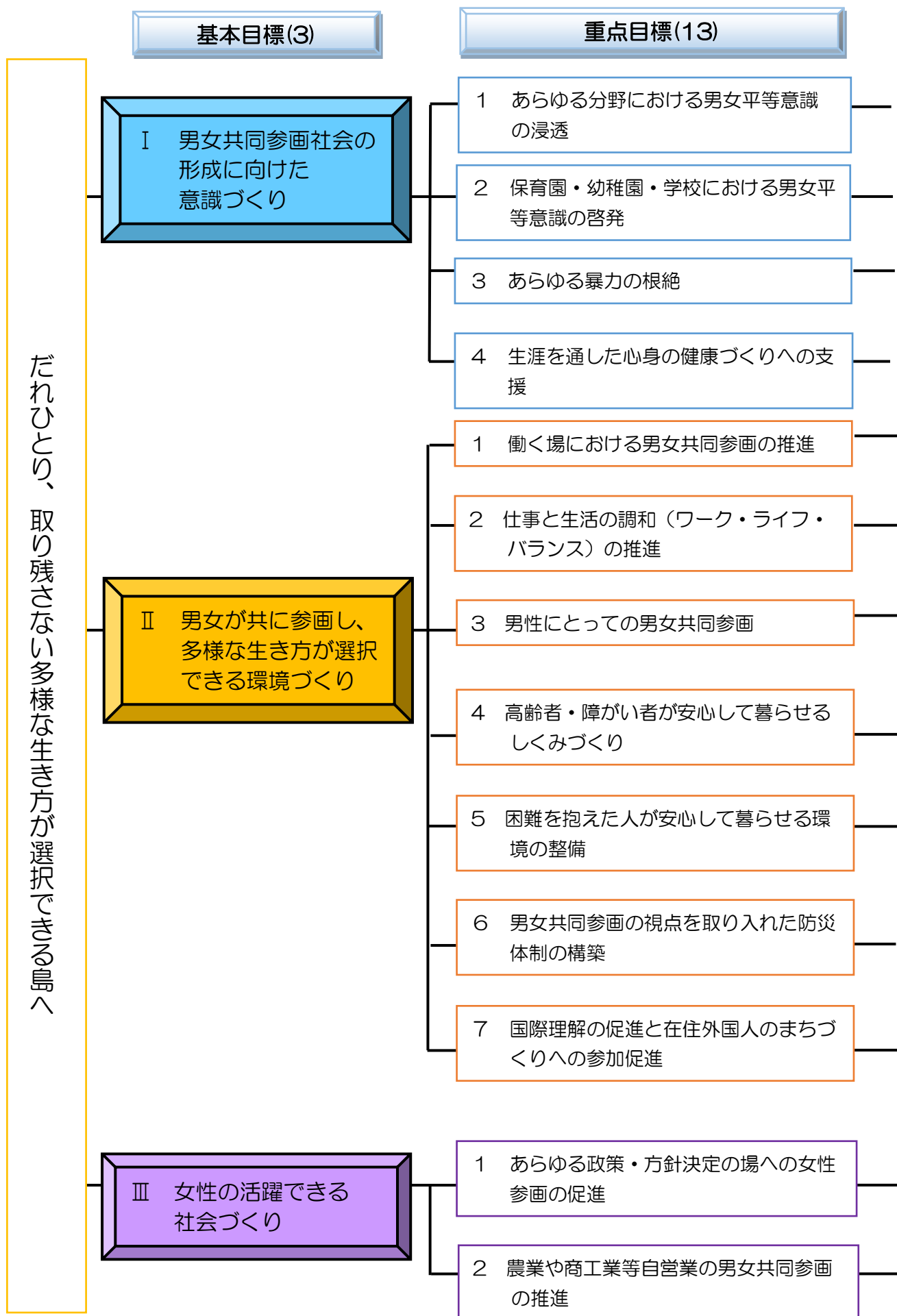
4 計画の期間

- (1) 令和2年度から令和6年度までの5年間です。
※毎年進捗管理を行い、計画の実施状況や社会状況の変化により必要に応じて見直します。

5 計画の推進体制



6 計画の体系



施策の方向性(24)

1 家庭・地域における固定的性別役割分担意識の解消

2 職場における固定的性別役割分担意識の解消

1 男女平等意識に基づく指導

2 教育関係者への意識啓発

1 あらゆる暴力を許さない意識づくり

1 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及

2 生涯を通じた健康の保持・増進の推進

1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

2 個人の能力が発揮できる就業環境に向けた支援

1 仕事と生活の調和に向けた意識啓発

2 多様なライフスタイルに対応するための支援

1 男性が抱える困難への対応

2 男性の家事・育児・介護等への参加の促進

1 高齢者・障がい者の社会参画支援

2 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり

1 生活困窮者への自立支援

2 ひとり親家庭への支援

1 防災・災害復興活動における女性参画の促進

1 国際理解の促進

2 在住外国人への支援

1 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用

2 地域の活動団体における女性参画の促進

1 農業における女性の経営参画の促進

2 商工業等自営業における女性の経営参画の促進

7 これまでの取り組み

(1) 世界の動き

【国際婦人年と国際婦人の十年】

国連は 1972 年（昭和 47 年）の総会で、男女平等を目指し、1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め「平等・開発・平和」を目標に掲げて女性の地位向上のために世界的行動をとることを宣言しました。

1975 年（昭和 50 年）6 月に、メキシコシティで開かれた「国際婦人年世界会議」では、この目標を実現するための「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択されました。さらに、国連は「国際婦人年」に続く 10 年間を「国連婦人の十年」と定め、加盟国に対し「世界行動計画」の達成を呼びかけました。

【女子差別撤廃条約とナイロビ将来戦略】

1980 年（昭和 55 年）には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年」中間年世界会議が開かれ「国連婦人二十年後半期行動プログラム」が採択されました。

この会議では、最も大きな成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」いわゆる「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

1985 年（昭和 60 年）7 月の「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議では、「国連婦人の十年」に掲げられた目標達成のための努力を西暦 2000 年に向けて継続することを確認するとともに「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」いわゆる「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1990 年（平成 2 年）には、国連経済社会理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第一回見直しと評価に伴う勧告及び結論」いわゆる「ナイロビ将来戦略勧告」が採択されました。

【行動要領と北京宣言】

1995 年（平成 7 年）には、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに北京で第 4 回世界女性会議が開催され、女性の地位向上に向けた国際的な指針となる「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。

そして、2000 年（平成 12 年）ニューヨークの国連本部では、「女性 2000 年会議」が開催され「行動綱領」の実施状況の検討及び評価に基づき「政治宣言」とその実施を促進するための「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2005 年（平成 17 年）には、1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議から 10 年目ということで定例の国連婦人の地位委員会を閣僚級会合に格上げして開催し、第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言」と「行動綱領」の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。

【国連『北京+15』世界閣僚級会合開催】

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され、「北京行動要領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

（2）国の動き

【国内行動計画策定と女子差別撤廃条約批准】

国においては、「国際婦人年」を契機に1975年（昭和50年）に総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進しました。この結果、「男女雇用機会均等法」の制定など法制面での男女平等が整備され、1985年（昭和60年）6月には、「国連婦人の十年」の最大の成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。

【男女共同参画2000年プラン】

1993年（平成5年）7月の推進本部の決定による「男女共同参画社会づくりに向けての推進体制の整備について」を受けて、翌年6月に総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置し、同年7月には閣僚級による男女共同参画推進本部を発足し、女性に関する施策の推進を図り、平成8年（1996年）には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」など4つの基本目標と11の重点目標が掲げられました。

【男女共同参画社会基本法と男女共同参画計画】

そして1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000年（平成12年）には、「男女共同参画社会基本計画」が策定され、2005年（平成17年）に少子化・男女共同参画担当として内閣府特命担当大臣が誕生し、その12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

2010年（平成22年）には、男性、子どもにとっての男女共同参画の推進や生活上の困難に直面する人たちへの支援、地域等における男女共同参画の推進などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015年（平成27年）には、あらゆる分野における女性の活躍推進、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備を改めて強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

【あらゆる分野における女性の活躍の推進】

女性の力は企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）に「女性の活躍推進」が盛り込まれるなど、女性の活躍が国の成長戦略の柱の一つに位置付けられ、様々な取り組みが進められています。

また、職業生活における女性の活躍を一層推進するため、「女性の職業生活における活

躍の推進に関する法律」(以下(女性活躍推進法という。))が平成 27 年に制定され、事業主行動計画の策定などが盛り込まれました。

平成 27 年 12 月に決定した「第 4 次男女共同参画基本計画」でも「強調する視点」として「あらゆる分野における女性の活躍」が掲げられ、男性中心型労働慣行を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる分野における施策を充実されるとしています。

(3) 新潟県の動き

【新潟県婦人対策の方向】

新潟県においては 1977 年(昭和 52 年)民生部青少年福祉課に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に女性行政に取り組み、1985 年(昭和 60 年)には、10 年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」が策定されました。

【にいがたオアシス女性プラン】

1992 年(平成 4 年)には、民間有識者からなる新潟県女性問題協議会から「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」が提出されたのをふまえ、「婦人対策の方向」の全面改定を行い「にいがたオアシス女性プラン」が策定されました。

1993 年(平成 5 年)には、(財)新潟県女性財団が設立され、新潟県女性センターを拠点とした、女性の自立と社会参加の促進に向けた機能の充実が図られました。

1996 年(平成 8 年)には、21 世紀における男女共同参画社会の構築に向けた指針として、国の内外における女性問題解決への動きや、少子高齢化、国際化に対応するため「ニューにいがた女性プラン」が策定されました。

【新潟・新しい波 男女平等推進プラン、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例】

2001 年(平成 13 年)には「ニューにいがた女性プラン」の計画期間満了により、男女共同参画基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」が策定されました。2002 年(平成 14 年)4 月に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」が制定され、この条例に基づき「男女平等推進相談室」が新潟ユニゾンプラザ内に開設されました。

【新潟県男女共同参画計画】

2006 年(平成 18 年)3 月、平成 18 年度から平成 24 年度までの 7 年間を計画期間とする「新潟県男女共同参画計画」が新たに策定されました。

2007 年(平成 19 年)10 月には国の動きに合わせ、経済界、労働界、行政の各団体が一体となり「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」を行いました。

2013 年(平成 25 年)7 月には、「第 2 次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」が策定されました。

同プランは平成 29 年に改訂され、現在は第 3 次男女平等推進プランとして取り組みが進められています。

(4) 佐渡市の動き

【佐渡市男女共同参画計画】

2005年（平成17年）4月より企画情報課内に「市民参加推進室」を設置し、同年6月に佐渡市男女共同参画計画検討委員会を立ち上げ、男女共同参画社会の実現に向けての取組を始め、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い、住民意識の把握を実施して、計画策定をスタートさせました。

2007年（平成19年）3月には、「気づけば佐渡は変わります 男女共同参画」を推進するため、平成19年度から平成26年度までの8年間を計画期間とする「佐渡市男女共同参画計画」を策定しました。

2014年（平成26年）には、佐渡市男女共同参画庁内推進会議、佐渡市男女共同参画推進懇談会を設置し、同年2月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

そして、2015年（平成27年）3月には、「一人ひとりが「自分らしく」輝ける島へ」を推進するため、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間を計画期間とする「第2次佐渡市男女共同参画計画」が策定され、「佐渡市男女共同参画計画」に引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組みが進められています。